

平成 17 年 9 月 20 日

各 位

会 社 名 ネットビレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之
(コード番号 2323)
問合せ先 取締役経営管理部長 木根淵建
(TEL 03-5909-7800)

ストックオプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

平成 17 年 6 月 29 日開催の当社第 9 回定時株主総会第 9 号議案に基づく、ストックオプションを目的とする新株予約権につきまして、本日開催の取締役会において下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の発行の日 平成 17 年 9 月 28 日（予定）
2. 新株予約権の発行数 260 個（新株予約権 1 個につき 1 株）
3. 新株予約権の発行価額 無償
4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当社普通株式 260 株
5. 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 未定
新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額に平成 17 年 9 月 1 日付株式併合の併合比率（10 対 1）に従って 10 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。
6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 未定
7. 新株予約権の行使期間 平成 19 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 27 日
8. 新株予約権の行使の条件 権利行使について、本件新株予約権の割当を受けた者（以下、

「新株予約権者」という)のうち、当社及び当社グループ会社の従業員は、権利行使の時まで引き続き当社又は当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを条件とする。新株予約権者のうち、社外協力者については、権利行使の時においても当社又は当社グループ会社の社外協力者であることを要する。

の規定にかかわらず、新株予約権者が権利行使期間中に死亡したことにより、当社又は当社グループの取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位を喪失したときは、死亡の日から6ヶ月以内(権利行使期間中に限る)は、その相続人において新株予約権を行使することができるものとする。その他については、新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当株式の発行価額中資本組入額	未定	
	発行価額中の資本組入額は、払込価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げた額とする。	
10. 新株予約権の割当を受ける者	当社従業員	2名
	当社グループ会社の従業員	3名
	当社社外協力者	7名

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 17 年 5 月 22 日
(2) 第 9 回定時株主総会 平成 17 年 6 月 29 日

以 上